

諮問番号：令和5年度諮問第29号  
答申番号：令和5年度答申第41号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

〇〇〇〇〇〇保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して令和3年10月4日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護開始申請却下決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

### 第2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人

##### (1) 婚姻関係を継続する意思がないこと

処分庁は本件処分の理由として「妻との婚姻生活を継続する意向を確認したため、婚姻関係の解体が明白であるとは認められず、同一生計であると認められる」とする。しかし、審査請求人と審査請求人の妻（以下「甲」という。）は、令和2年7月頃に別居したが、甲の両親の反対もあり、離婚届は出さず形式的な婚姻関係を維持しているにすぎない。甲も扶養義務を履行することを含む婚姻関係を維持する意思がないことは、処分庁も確認しているはずである。

このように婚姻関係は実質的に破綻しているのに対し、処分庁は、審査請求人と甲の実質的意思と形式的意思を意図的に混同し、審査請求人が甲との婚姻生活を継続する意向を有しており、婚姻関係の解体が明白であるとは認められず、同一生計であると判断している。処分庁が指摘するケース記録票等の証拠は、夫婦関係の解体を否定するものと評価することはできず、これは明らかな事実誤認である。

審査請求人と甲の婚姻関係が破綻しており両者が実質的な婚姻関係を継続する意思がない上、実際にケース診断会議においても審査請求人を単身世帯として保護し、形式的な婚姻関係にもとづく婚費負担を甲に求める等の手法を検討していたのであるから、処分庁には他に取りうる手法があったといえる。

##### (2) 甲に調査拒否等がないこと

審査請求人と甲との婚姻関係は、令和3年9月1日の保護の申請（以下「本

件申請」という。)の時点で既に破綻しており、両者とも婚姻関係を継続する意思がないことは明らかであるから、同一生計であることを前提として、甲とともに世帯として申請をするよう求めるとともに、甲の資産状況等への調査への同意を求めた処分庁の対応は、明らかに誤っている。

したがって、審査請求人及び甲が、同一生計ではないとして、世帯として申請をすることに応じなかったとしても、甲は、要保護者には当たらず、法第28条第1項に基づく調査の対象者にはなり得ないのであるから、何ら問題ではない。

また、甲は、令和3年9月13日の甲の自宅訪問(住居への立入)による調査にも応じた上、処分庁からの電話等による調査に対しても、住宅費証明書を提出し、生命保険の解約返戻金額についても保険会社に問い合わせた結果を報告するなどの対応をしたのであるから、報告をしなかったこともなければ、住居への立入調査を拒否したこともなかったものであり、法第28条第5項に該当する事由は存しないのであって、同項に基づく本件処分は、要件を欠くものというほかない。

#### (3) 本件処分の理由の不提示

本件処分の理由には、「法第28条第1項に基づき甲の調査について、決定に必要な調査を続けることが困難な状況にあることから、同条第5項に基づき申請を却下します。」とあるが、扶養の調査であれば同条第2項に定められている。同条第1項の調査は要保護者に対するものであり、調査の根拠条文が正しいか疑問がある。

また、誰のどのような行為が同条第5項に定めるどの行為になるか特定されておらず、どの立入検査を拒否等したのか特定されていない。

これは本件処分の理由を提示したとは到底いえず、行政手続法第8条第1項の理由不備の違法がある。

#### (4) まとめ

以上により、本件処分の取消しを求める。

## 2 審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

## 第3 審理員意見書の要旨

### 1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

### 2 審理員意見書の理由

- (1) 本件についてみると、処分庁は、審査請求人から本件申請があったため、審査請求人の生活状況等を確認したところ、別居する甲と同一世帯であると判断したことから、世帯員である甲の資産状況の調査を行うため、甲に対し調査への同意を求めたものの、甲がこれに応じなかったとして、本件申請を却下する本件処分を行ったものと認められる。
- (2) 審査請求人は、審査請求人と甲の婚姻関係は破綻しており、婚姻関係の解体が明白であるとは認めず、審査請求人と甲が同一生計であるとの処分庁の判断は事実誤認である等と主張する。

法第10条のとおり、保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとされ、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができるものとされている。

また、生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第1のとおり、同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、原則として、同一世帯員として認定することとされ、居住を一にしていなくても、同一世帯として認定することが適当であるときは、同様とすることとされている。

そして、生活保護問答集について（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問1の1答のとおり、法における世帯の認定にあたって、夫婦は原則として同一世帯に属していると判断されるが、夫婦であっても、夫が妻以外の者と同棲し、妻と別居している期間が相当長期にわたっている場合等夫婦関係の解体が明白である場合には、世帯を異にしていると判断すべきものと考えられるとされている。

これを本件についてみると、審査請求人及び甲への聴取から、家賃は甲名義の口座から支払われていること、光熱水費は支払通知が来て甲が振込みを行っていること、審査請求人名義の生命保険の保険料を甲が負担していることを確認したことが認められる。

また、処分庁は、審査請求人から、甲との婚姻を継続する旨を聴取したことが認められる。

そして、甲から、婚姻関係を継続すること及び婚姻費用の分担に応じる旨を聴取したことが認められる。

これらのことからすると、審査請求人と甲については戸籍上の夫婦であっても、審査請求人及び甲の両者とも今後も婚姻関係を継続する意思を示しており、金銭の授受等の一定の協力関係が認められるのであるから、夫婦関係の解体が明白であるとまではいえないとして審査請求人及び甲を同一世帯であると判断した処分庁の判断には合理性がある。

- (3) 審査請求人は、本件申請時には婚姻関係は破綻しており、審査請求人と甲

が同一生計であるとして甲に対し甲の資産状況等の調査への同意を求めた対応は誤っていること、また、甲が同一世帯であるとしても調査を拒否した事実はない旨主張する。

法第28条第1項のとおり、保護の実施機関は、保護の決定のため必要があると認めるときは、要保護者の資産及び収入の状況、健康状態その他の事項を調査するために、当該要保護者に対して、報告を求めることができるとされている。また、同条第5項は、保護の実施機関は、要保護者が同条第1項の規定による報告をしないときは、保護の開始の申請を却下することができる」とされている。

処分庁は、審査請求人と甲は同一世帯であるとして、甲に対し、資産及び収入の状況等について報告を求めていたところ、甲は、処分庁の調査に一部応じていたものの、審査請求人とは同一世帯ではないとして、資産状況等の調査について、同意しなかったものと認められる。

処分庁は、甲が調査に応じず、審査請求人世帯の資産状況等について把握することができず、保護の要否について判断することができないことから、法第28条第5項に基づき要保護者が同条第1項の規定による報告をしないとして、本件処分を行ったものと認められ、これらの判断及び手続に不合理な点はない。

- (4) 審査請求人は、誰のどのような行為が法第28条第5項のどの行為に該当するのか特定されておらず、却下処分の理由を提示したとはいえ、行政手続法第8条第1項の違法がある旨主張する。

処分の名宛人に対して当該処分の理由の提示を行う趣旨は、行政庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、被処分者の争訟（不服申立て及び訴訟）提起の便宜を図るためと解される。

審査請求人は、本件審査請求において本件処分に即した主張を行っていることから、直ちに、不服申立ての便宜が損なわれることはなかったとも言える。

しかしながら、本件処分の理由には、どのような事実に基づくものかについての記載がなく、十分な理由の提示と言えるか否かについては、疑念を抱かせるものであったと言わざるを得ない。

処分庁は、上記の理由提示の趣旨に鑑み、処分の理由について、要保護者自身が容易に理解できるよう、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して処分を行ったかについて具体的かつ丁寧に明記することが望まれる。

- (5) よって、処分庁が審査請求人に対して行った本件処分については、取り消すべき違法又は不当な点はない。

- (6) 他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

## 第4 調査審議の経過

令和5年11月22日	諮問書の受領
令和5年11月24日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：12月8日 口頭意見陳述申立期限：12月8日
令和5年12月11日	第1回審議
令和5年12月13日	審査会から審査庁に対し回答の求め（回答：令和5年12月26日付け社援第2865号。以下「審査庁回答」という。）
令和5年12月22日	審査請求人の主張書面（令和5年12月14日付け。以下「審査請求人主張書面」という。）の受領
令和6年 1月15日	第2回審議
令和6年 2月13日	第3回審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 法令等の規定

- (1) 法第1条は、「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めている。
- (2) 法第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」とし、第2項は、「民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。」と定めている。
- (3) 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と定めている。
- (4) 法第10条は、「保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。」と定めている。
- (5) 法第28条第1項は、「保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施（中略）のため必要があると認めるときは、要保護者の資産及び収入の状況、健康状態その他の事項を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、当該要保護者に対して、報告を求め、若しくは当該職員に、当該要保護

者の居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ（中略）ることができる。」とし、第5項は、「保護の実施機関は、要保護者が第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避（中略）〔する〕ときは、保護の開始若しくは変更の申請を却下（中略）できる。」と定めている。

- (6) 次官通知第1は、「同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、原則として、同一世帯員として認定すること。なお、居住を一にしていない場合であっても、同一世帯として認定することが適当であるときは、同様とすること。」と記している。

なお、次官通知は、地方自治法第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準（以下「処理基準」という。）である。

- (7) 生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第1の1は、「居住を一にしていないが、同一世帯に属していると判断すべき場合とは、次の場合をいうこと。（1）出かせぎしている場合 （2）子が義務教育のため他の土地に寄宿している場合 （3）夫婦間又は親の未成熟の子（中学3年以下の子をいう。以下同じ。）に対する関係（以下「生活保持義務関係」という。）にある者が就労のため他の土地に寄宿している場合 （4）行商又は勤務等の関係上子を知人等にあずけ子の生活費を仕送りしている場合 （5）病気治療のため病院等に入院又は入所（介護老人保健施設への入所に限る。2の（5）（ウを除く。）及び（6）並びに第2の1において同じ。）している場合 （6）職業能力開発校等に入所している場合 （7）その他（1）から（6）までのいずれかと同様の状態にある場合」と記している。

なお、局長通知は、処理基準である。

- (8) 問答集問1の1答は、「法における世帯の認定にあたって、夫婦は原則として同一世帯に属していると判断されるが、夫婦であっても、夫が妻以外の者と同棲し、妻と別居している期間が相当長期にわたっている場合等夫婦関係の解体が明白である場合には、世帯を異にしていると判断すべきものと考えられる（後略）。」と記している。
- (9) 行政手続法（平成5年法律第88号）第8条第1項は、「行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。（後略）」と定め、第2項において、「前項本文に規定する処分を書面でするときは、同項の理由は、書面により示さなければならない。」と定めている。

## 2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）、審査庁回答及び審

査請求人主張書面によれば、以下の事実が認められる。

(1) 令和3年7月19日から令和3年8月18日にかけて、審査請求人は、3回処分庁を訪れ、コロナの影響で収入がなくなり困窮していること、令和2年7月から甲と別居していること等を主張し、処分庁の担当者は、生活保護のしおりを用いて、夫婦間には生活保持義務があること、離婚したとしても同一生計であれば同一世帯とみなす可能性があること等を説明した。

(2) 令和3年9月1日、審査請求人は支援機関の相談員（以下「A」という。）らと処分庁を訪れ、審査請求人を単身世帯として保護の開始を求める本件申請を行った。

同日の処分庁の担当者との面談において、審査請求人は、審査請求人の自宅の賃貸借契約、水道及び電気は甲名義となっており、甲が一旦支払っていること、生命保険料は審査請求人の通帳から引き落とされるが、甲が負担することになっていることから、生命保険料を相殺した上で、審査請求人が甲に現金で家賃等の支払をしている旨、直近の請求まで支払をしているが、金額と日付は覚えていない旨を説明した。

なお、審査請求人は、審査請求人が住居に使用する賃貸借物件について、審査請求人に信用がないために甲の名義でなされているからであり、家賃、水道及び電気代と生命保険料の費用を相殺処理していることをもって、相互に協力し扶助しているなど到底評価できない旨主張する。

(3) 令和3年9月13日、処分庁は甲の自宅を訪問し、実地調査を行った。甲は、別居に至った経緯や、月14万円から15万円の就労収入はあるものの援助は到底無理である旨を発言するとともに、「国のお世話になる〔生活保護を受給する〕つもりはない」と発言した。処分庁の担当者が、甲が生命保険の受取人となっているが、保険金の収入は法第63条の返還対象となる旨を説明したところ、甲は、離婚について話し合う旨発言した。

(4) 令和3年9月29日、処分庁の担当者は審査請求人の自宅を訪問した。処分庁の担当者が婚姻関係の継続意思について確認したところ、審査請求人は、離婚はめんどくさい、今のまま離婚せず別居状態で生活する旨を発言した。

また、処分庁の担当者が、婚姻関係を継続するのであれば、法律上夫婦は助け合う必要がある旨を説明した後、審査請求人に対して、婚姻関係について改めて確認したところ、審査請求人は継続していく旨発言した。

同日後刻、処分庁はケース診断会議を開催した。処分庁の担当者は、夫婦で生活をしている実態がないため、審査請求人を単身世帯として保護開始する方向性を示した。検討の結果、処分庁は、①改めて審査請求人と甲に対して、婚姻関係継続の意思があるのか確認すること、②婚姻関係継続の意思がある場合、審査請求人と甲は、同一生計であるため同一世帯と考えることを説明した上で、甲にも調査への同意、協力を求めること、③甲が調査に応じ

ない場合は、本件申請を却下すること、を決定した。

- (5) 令和3年9月30日、処分庁の担当者は、甲に架電した。甲は、婚姻関係を解消する手続をとらない旨、保険の解約返戻金が減少していても過去に世話があった経緯があるため籍を抜きたくない旨、婚姻費用の分担には応じる旨発言した。

処分庁は、甲に対し、審査請求人の自宅も訪問し、同様に婚姻関係の継続について聞き取っている旨、双方ともに婚姻関係を継続していくということであれば、処分庁は同一世帯として判断することになると説明した。

後刻、処分庁の担当者は、審査請求人に架電し、甲が審査請求人と同じく婚姻関係を継続するとのことであったので、処分庁は、審査請求人は甲と同一世帯と考えている旨、甲の調査も必要となるため本件申請の申請書の訂正等のため、翌日10月1日の来所を求め、審査請求人は了承した。

なお、上記のやりとりについて、審査請求人は、審査請求人も甲も、婚姻関係を解消する手続をとらないと言っているにすぎず、実質的な婚姻関係を継続する意思がなかったことは明らかである旨主張する。

- (6) 令和3年10月1日、甲は処分庁に架電し、審査請求人と同一世帯とされることに納得がいかない旨、婚姻関係も破綻し、すでに別々に暮らし収入も別であるためおかしい旨発言した。

処分庁の担当者は、①民法の規定上夫婦は生活保持義務関係にあり、婚姻関係の継続や費用分担等の意思もあり同一生計と考える旨、②そのため甲の資産状況も含め調査が必要である旨を説明したところ、甲は納得せず、Aに確認したい旨述べた。

なお、上記のやりとりを記録したケース記録について、審査請求人は、審査請求人と甲が同一世帯であることを前提として、甲に対する調査に同意するよう求めたのに対し、甲が応じなかったことが記録されているにすぎない旨主張する。

同日、処分庁は、処分庁を所管する本庁担当課に審査請求人と甲を同一世帯と判断するべきかを照会し、同一世帯と考えるのが適当である旨の回答を得た。

また、同日の後刻、処分庁の担当者は、Aに架電し、本庁も同じ見解であるとして、審査請求人と甲の双方が婚姻関係の継続について意思確認できたため、夫婦関係が破綻しておらず、費用分担の意思もあることから同一生計同一世帯であると考え旨伝えた。

- (7) 令和3年10月4日、審査請求人、甲、Aは、処分庁を訪れた。甲は、別居していながら離婚しない理由として、世間体だけである等と発言するとともに、別々に住んでいるのは処分庁の担当者も見ていること、水道、電気代もそれぞれで支払っていること、婚姻関係も破綻していることを主張し



た。

処分庁の担当者が、これまで婚姻関係は継続していくと双方より発言があったため、破綻しているとは聞いていないと伝えたところ、甲は、婚姻関係は破綻しているとは何度も言ったと主張した。

さらに甲は、法律で決まっている費用の分担には応じるが、形式的に婚姻関係を継続していく旨、籍は抜かない旨、審査請求人には一人で生きて行ってもらわないといけない旨主張した。

なお、法律で決まっている費用の分担には応じる旨の甲の発言について、審査請求人は、形式的に婚姻関係にある以上、婚姻費用の分担を甲に求めた場合、応じざるを得ないという趣旨の発言であり、少なくとも、実質的に婚姻関係を継続する意思があると認めるべき事情には当たらない旨主張する。

同日、処分庁は、ケース診断会議を開催し、前記2(4)のケース診断会議の後、甲に確認したところ、甲は婚姻生活を継続する意向及び生活費の分担意思を示したため、婚姻関係の解体が明白であるとは認められず、同一生計であると認められる旨説明するも、審査請求人及び甲ともに同一生計ではないとの申し出があり、調査に必要な同意が得られず、甲の調査が困難な状態にあるとして、本件申請を却下する旨を決定した。

(8) 令和3年10月4日付けで、処分庁は、本件処分を行った。

本件処分の通知書の理由には、「甲との婚姻生活を継続する意向を確認したため、婚姻関係の解体が明白であるとは認められず、同一生計であると認める。生活保護法第28条第1項に基づき甲の調査を行うにあたり、同一生計ではないとの申し出があり、決定に必要な調査を続けることが困難な状況にある事から同条第5項に基づき、生活保護法の申請を却下します。」と記載されている。

(9) 令和3年11月18日付けで、審査請求人は、本件審査請求を行った。

### 3 判断

(1) 前記1(4)の法第10条は、保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとされ、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる」と定めている。

また、前記1(6)の次官通知第1は、同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、原則として、同一世帯員として認定することとされ、居住を一にしていない場合であっても、同一世帯として認定することが適当であるときは、同様とすると記している。

そして、前記1(8)の問答集問1の1答は、法における世帯の認定にあたって、夫婦は原則として同一世帯に属していると判断されるが、夫婦であっても、夫が妻以外の者と同棲し、妻と別居している期間が相当長期にわた

っている場合等夫婦関係の解体が明白である場合には、世帯を異にしていると判断すべきものと考えられると示している。

これらのことからすると、生活保護の制度においては、法律上の婚姻関係にある夫婦は、原則として同一世帯に属していると判断し、夫婦関係の解体が明白である特別の事情が認められる場合には、例外的に世帯を異にしていると判断するものであるといえる。

- (2) これに対して、審査請求人は、審査請求人と甲の婚姻関係は破綻しており、婚姻関係の解体が明白であると認めず、審査請求人と甲が同一生計であるとする処分庁の判断は事実誤認である等と主張する。

確かに、前記2によれば、①審査請求人と甲は、本件申請の約1年前から別居していること、②審査請求人及び甲は、処分庁の確認に対して、一貫して法律上の婚姻関係を解消する手続は取らないとの意思表示を示し、併せて別居状態を継続する意思も示していること、③甲は、処分庁の確認に対して、繰り返し実質的な婚姻関係は破綻している旨を主張していること、が認められる。

ただし、前記2(2)のとおり、審査請求人の自宅の賃貸借契約、水道及び電気の名義は甲になっており、これらの費用は、甲が一旦立て替えた後、審査請求人が、一旦立て替えた生命保険料と相殺する方法によって、最終的に審査請求人が負担していることが認められる。

このことについて、審査請求人は、審査請求人に信用がないために甲の名義でなされているからであり、家賃、水道及び電気代と生命保険料の費用を相殺処理していることをもって、相互に協力し扶助しているなど到底評価できない旨主張する。

しかしながら、審査請求人と甲は戸籍上の夫婦であって、審査請求人と甲の両者とも、離婚の手続をとらないだけとはいえ、今後も法律上の婚姻関係を継続する意思を示している状況において、審査請求人に信用がないために甲の名義で住居を賃貸借契約するという一定の協力関係があり、本件申請の直近まで一定の金銭の授受を行うなどの交渉の継続性が認められる以上、前記(1)に照らして、夫婦関係の解体が明白であるとまではいえない。

したがって、審査請求人と甲を同一世帯であるとの処分庁の判断には合理性があるといえる。

- (3) 次に、審査請求人は、本件申請の時点では婚姻関係は破綻しており、審査請求人と甲が同一生計であるとして、甲に対し甲の資産状況等の調査への同意を求めた対応は誤っていること、また、甲が同一世帯であるとしても調査を拒否した事実はない旨主張する。

前記1(5)の法第28条第1項のとおり、保護の実施機関は、保護の決定のため必要があると認めるときは、要保護者の資産及び収入の状況、健康

状態その他の事項を調査するために、当該要保護者に対して、報告を求めることができることとされ、また、同条第5項は、保護の実施機関は、要保護者が同条第1項の規定による報告をしないときは、保護の開始の申請を却下することができることとされている。

前記(2)のとおり、審査請求人と甲を同一世帯、すなわち審査請求人と甲を要保護者と判断した処分庁の判断には合理性があるのであるから、処分庁は、審査請求人と甲は同一世帯であるとして、要保護者である甲に対し、資産及び収入の状況等について報告を求めることができる。

したがって、審査請求人と甲が同一生計であるとして甲に対し甲の資産状況等の調査への同意を求めた処分庁の対応に不合理な点は認められない。

また、甲が調査を拒否した事実はないとの主張については、確かに、前記2(3)のとおり、令和3年9月13日、甲は、住居訪問に応じていたことが認められる。

しかしながら、前記2(3)のとおり、甲には一定の収入があることが認められるから、処分庁は、同一世帯である甲の資産全般について法第28条第1項に基づき調査する必要があるにもかかわらず、前記2(6)によれば、令和3年10月1日、処分庁が、審査請求人と甲が同一世帯であることを前提として、甲に対する調査に同意するよう求めたのに対し、甲が応じなかったことが認められる。

そうすると、処分庁が、審査請求人世帯全員の資産状況等について把握することができず、審査請求人世帯の保護の必要性を判断することができないことから、同条第5項に基づき本件申請を却下する本件処分を行った判断及び手続に不合理な点は認められない。

(4) さらに審査請求人は、本件処分の通知書に記載された理由について、①扶養の調査であれば法第28条第2項に定められており、同条第1項の調査は要保護者に対するものであるから、調査の根拠条文が正しいか疑問がある旨、②誰のどのような行為が同条第5項に定めるどの行為になるか特定されておらず、どの立入検査を拒否等したのか特定されていないため、本件処分の理由を提示したとは到底いえず、行政手続法第8条第1項の理由不備の違法がある旨、主張する。

ア まず、審査請求人の主張①についてみると、本件申請は、審査請求人の単身による保護の開始申請であるものの、前記(2)のとおり、処分庁が審査請求人と甲は同一世帯であると判断したことに合理性がある以上、甲を要保護者として法第28条第1項に基づく調査を行うことに不合理な点は認められないから、審査請求人の主張①は採用できない。

イ 次に審査請求人の主張②についてみる。

一般的に、処分の名宛人に対して当該処分の理由の提示を行う趣旨は、

行政庁の判断の慎重・合理性を担保しその恣意を抑制するとともに、被処分者の争訟（不服申立て及び訴訟）提起の便宜を図るためと解される。

確かに、前記2（8）のとおり、本件処分の通知書の理由の欄には、どのような事実に基づくのかについての記載がなく、これをもって十分な理由の提示がなされていたと言うことはできない。

しかしながら、前記2によれば、処分庁は、本件処分に至る前に、審査請求人の支援機関の担当者であるAに対しても含めて、審査請求人に対して、審査請求人と甲が同一生計同一世帯に該当し、そのため甲の資産状況も含め調査が必要である旨を説明していることが認められるから、審査請求人は本件処分の理由を一定程度認識できていたとみることができる。また実際にも不服申立てが行われている。

そうすると、本件処分の通知書の理由提示が十分でなかったことをもって、直ちに行政手続法の理由提示義務の趣旨を没却するものであるとして、本件処分を違法又は不当であるとまで評価することはできず、審査請求人の主張②は採用できない。

(5) 以上を踏まえると、本件処分は、法令及び処理基準に沿ってなされたものであり、取り消すべき違法又は不当な点は認められない。

したがって、本件審査請求は棄却されるべきである。

## 第6 付言

本件処分の理由の記載が十分な理由の提示と言えないことは、前記第5の3（4）イで述べたとおりである。

当審査会としても、審理員と同様に、処分庁は、理由提示の趣旨に鑑み、処分の理由について、要保護者自身が容易に理解できるよう、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して処分を行ったかについて、具体的かつ丁寧に明記することを望むものである。

行政不服審査会第1部会

委員（部会長） 谷口 勢津夫

委員 西上 治

委員 濱 和哲